

# 甲佐町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年2月

(令和2年2月一部改定)

(令和8年6月全面改定)

# 目 次

I	はじめに	
1	計画の目的・策定経緯	1
2	計画の位置付け・期間	1
3	新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義	1
4	特措法の対象となる新型インフルエンザ等について	2
5	新型コロナウイルス感染症での経験	4
II	総論	
1	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	5
2	対策の基本項目	7
3	対策推進のための役割分担	9
III	各論	
III-1	準備期	
1	実施体制	16
2	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	16
3	まん延防止	17
4	ワクチン	17
5	保健	21
6	物資	22
7	町民の生活及び地域経済の安定の確保	22
III-2	初動期	
1	実施体制	24
2	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	25
3	まん延防止	26
4	ワクチン	26
5	保健	29
6	物資	29
7	町民の生活及び地域経済の安定の確保	29
III-3	対応期	
1	実施体制	31
2	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	33
3	まん延防止	33
4	ワクチン	35

5	保健	37
6	物資	37
7	町民の生活及び地域経済の安定の確保	38
【参考資料 1】	甲佐町新型インフルエンザ等対策本部条例	40
【参考資料 2】	甲佐町新型インフルエンザ等対策推進会議設置要綱	42
【参考資料 3】	集団接種会場全体図	44

# I はじめに

## 1. 計画の目的・策定経緯

甲佐町新型インフルエンザ等対策行動計画は、平成 20 年に策定しており、平成 25 年（2013 年）に「新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）」が施行され、国や地方公共団体等の責務のほか、国、都道府県及び市町村による行動計画の策定が法定化されたことに伴い、平成 26 年に「甲佐町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）」として改定されました。

その後、令和 2 年（2020 年）1 月に国内初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19。以下「新型コロナ」という。）が確認され、全国的に感染が拡大する中で、本町でも町民の生命及び健康が脅かされ、町民の生活及び社会経済活動は大きく影響を受けました。

今般の町行動計画の改定は、新型コロナ対応で明らかになった課題や、これまでの関連する法改正等を踏まえ、新型インフルエンザ等による新たな感染症への備えを充実させ、対応力の強化を図るものです。

本計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えを着実に進めるとともに、有事には、関係機関等と連携しながら迅速に対策を実施することにより、町行動計画の主たる目的である「町民の生命及び健康の保護」と「町民の生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化」の実現を目指します。

## 2. 計画の位置付け・期間

甲佐町新型インフルエンザ等対策行動計画は、特措法第 8 条に記載される町行動計画で、令和 7 年 3 月に改定された「熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）」に基づき策定するものです。

今後、概ね 6 年ごとの県行動計画の改定に併せて、町行動計画も見直していきます。ただし、新型インフルエンザ等が発生し、実際に対応が行われた場合は、上記の期間に関わらず、その対応経験をもとに見直しを行います。

## 3. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生しています。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されます。

また、未知の感染症の中には、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があり、これらが発生した場合には、国家の危

機管理として対応する必要があります。

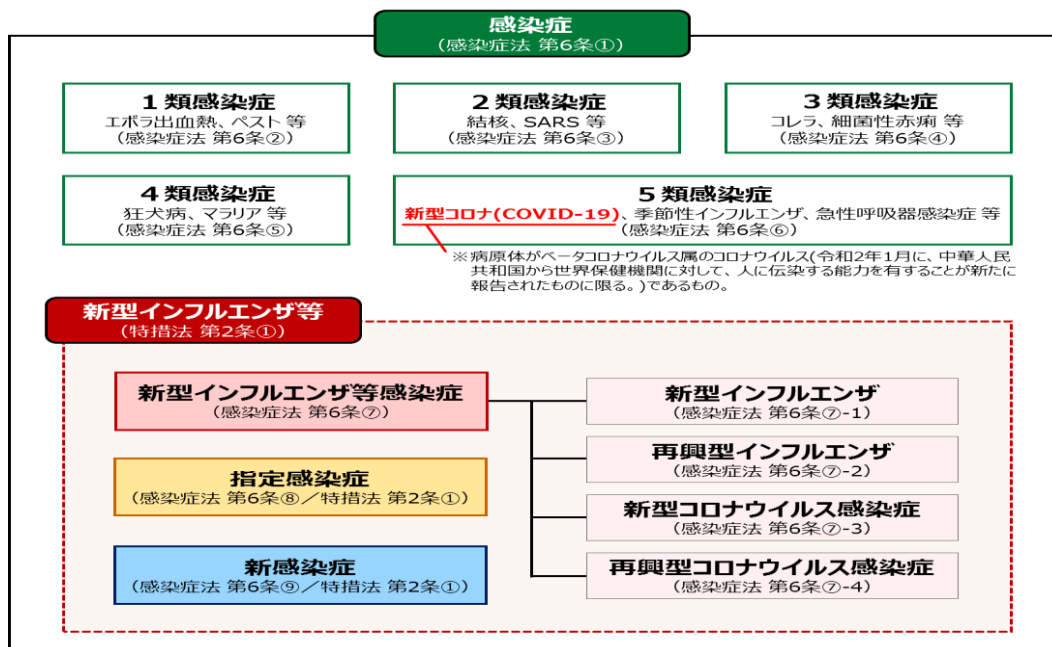
特措法は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関<sup>1</sup>、事業者等の責務、新型インフルエンザ等における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものです。

#### 4. 特措法の適用対象となる新型インフルエンザ等について

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、次の3つが定められています。

- (1) 新型インフルエンザ等感染症（新型インフルエンザ・再興型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・再興型新型コロナウイルス感染症）
- (2) 指定感染症（変異等によって当該疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る）
- (3) 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る）

<図表1> 感染症法及び特措法における感染症の分類（イメージ）



<sup>1</sup>指定公共機関: 独立行政法人、国立健康危機管理研究機構、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公共的事業を営む法人で、政令で定めるもの。(特措法第2条第7号に規定)  
 指定地方公共機関: 都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関として政令で定めるもの以外のもの、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。(特措法第2条第8号に規定)

<図表 2> 特措法の対象となる「新型インフルエンザ等」の分類・定義

<p><b>■ 新型インフルエンザ等感染症</b></p> <p>① 新型インフルエンザ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。</li> </ul> <p>② 再興型インフルエンザ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ かつて世界的規模で流行したインフルエンザのうち、その後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。</li> </ul> <p>③ 新型コロナウイルス感染症</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。</li> </ul> <p>④ 再興型コロナウイルス感染症</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ かつて世界的規模で流行したコロナウイルスを病原体とする感染症のうち、その後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。</li> </ul>
<p><b>■ 指定感染症</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既に知られている感染性の疾病（1類感染症、2類感染症、3類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）であって、感染症法の関係規定（第3章から第7章まで）の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの。</li> </ul> <p>※特措法の対象は、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る。</p>
<p><b>■ 新感染症</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。</li> </ul> <p>※特措法の対象は、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る。</p>

## 5. 新型コロナウイルス感染症での経験

2019年12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、2020年1月には日本でも新型コロナの感染者が確認され、その後、同月には閣議決定による政府対策本部（新型コロナウイルス感染症対策本部）が設置されました。同年3月には特措法が改正され、新型コロナを特措法の適用対象とし、特措法に基づく政府対策本部の設置、基本的対処方針の策定が行われました。

その後、特措法に基づく緊急事態宣言（特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいう。以下同じ。）が発出され、甲佐町でも町対策本部を設置し、町の新型コロナウイルス感染症にかかる様々な施策について協議を行い、対応を行ってきました。そして、国内感染者の確認から3年余り経過した2023年5月8日、新型コロナが感染症法上の5類感染症に位置付けられることとなり、町対策本部を廃止し、自主的な感染対策へと移行することとしました。

この経験を通じて、感染症危機が、社会のあらゆる場面に影響し、町民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする生活の安定にも大きな脅威となるものであることを改めて認識しました。

今回の経験を通じての町の対応を振り返り、今後の感染症危機へ活かしていきます。

項目	総括
実施体制	行政対応としては、想定を超える業務量をほとんど担当課で担う状況で負担が大きかったことから、各課の役割の再確認と、次の感染症危機が発生した場合にどういった組織体制をとるかについて、検討が必要である。
情報発信	町公式ウェブサイト、全戸配布、こうさ情報たしかメール等で町民への啓発を実施した。また、ワクチン予約受付システムと併せて開設した町公式 LINE を通してワクチン接種のお知らせ等を発信し、様々な世代へ速やかに情報発信ができた。
まん延防止	まん延防止のために、フェーズに応じた基本的な感染対策が求められた。施設利用制限の要請等について、平時からの準備が必要であった。
ワクチン	集団接種の体制を早期に整備し、集団接種と医療機関での個別接種を併用して実施できた。ワクチン予約受付システムを整備してからは、受付業務や、接種予定者リストの作成等も効率化することが出来た。接種券の配送準備、予約受付、集団接種会場での各種業務など、多くの人手が必要だったため、人員確保が課題である。

## II 総論

### 1 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

#### (1) 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じることとします。

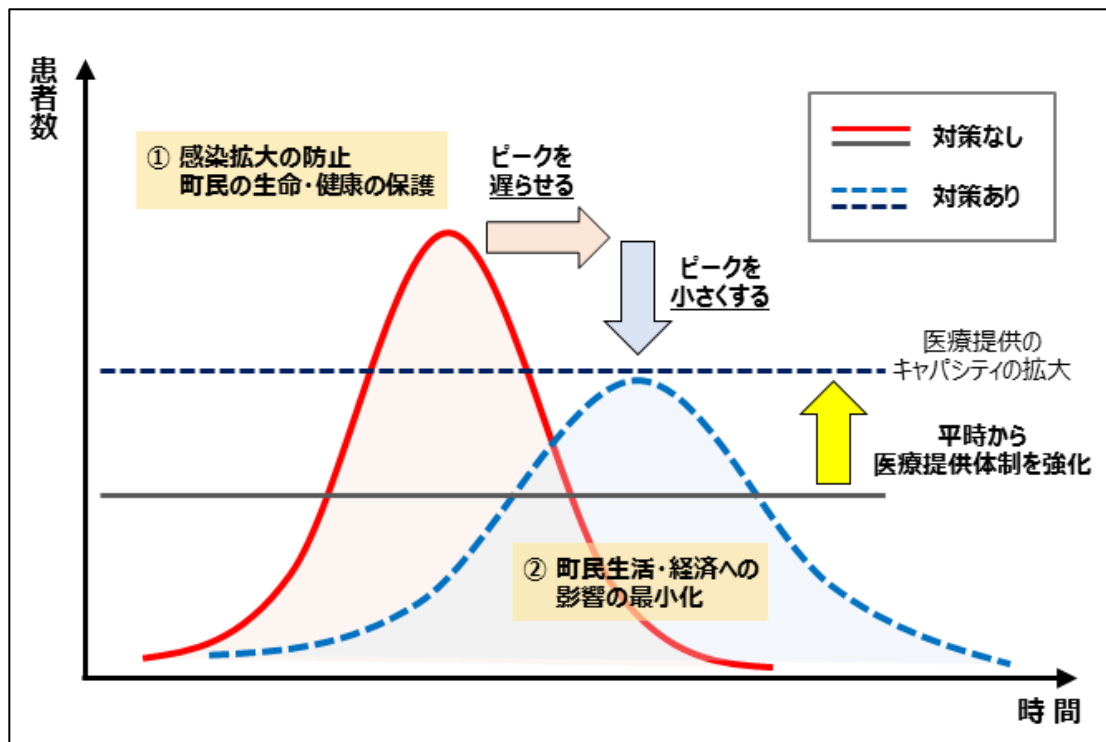
#### 1 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護します。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして、医療提供体制への負荷を軽減します。
- ・患者数が医療提供の限界を超えないように医療提供体制の強化を図るとともに、適切な医療の提供により、重症者や死亡者数を減らします。

#### 2 町民生活及び町民経済活動に及ぼす影響が最小となるようにします。

- ・地域での感染対策等により、欠勤者数を減らします。
- ・診療継続計画又は事業継続計画の作成・実施等により、医療提供又は町民生活及び町民経済活動の安定に寄与する業務の維持に努めます。

<図表3> 新型インフルエンザ等対策のイメージ



## (2) 対策の基本的考え方

### ア 病原性等の程度に応じた対策の実施

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があります。そのため、町行動計画には、病原性が高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示します。

また、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行状況等を踏まえ、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが町民生活及び町民経済に与える影響等を総合的に勘案し、対策を選択して実施します。

### イ 状況に応じた対策の切り替え

発生前の段階では、実施体制の構築、地域における医療体制の整備、発生に備えた訓練や町民に対する啓発、事業所等における事業継続計画の策定等を行うことにより周到な準備を進めます。

病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、これらが高い場合を想定した強力な対策を実施しますが、情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えます。

また、状況の進展に応じて、対策の効果を検証し、有効性の低下した対策については、縮小・中止を図るなどの見直しを行います。

## (3) 時期区分の想定

新型インフルエンザ等の対策の実施にあたっては、発生の状況に応じて切れ目なく的確に対策をとる必要があることから、事前に準備を進め、状況の変化に即応して迅速に意思決定を行うことができるよう、あらかじめ発生状況による段階を設定し、各段階で想定される状況とその対策を定めることとします。

政府行動計画・県行動計画と同様、対策を切り替えるべきタイミングを明確化するため、次の3つの時期区分を想定します。なお、発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染性、流行の状況によっては、初動期が極めて短期間となる可能性等も考えられます。

また、この時期区分はあくまでも想定であることに留意しつつ、実際の対応に際しては、柔軟かつ機動的に対策の切り替えを行うこととします。

### 時期区分の想定

時期区分	想定される時期・期間
準備期 (平時)	新型インフルエンザ等の発生前に、予防や事前準備など平時の備えに取り組む期間
初動期	国内外で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生して以降、主に対処が行われる期間 ①厚生労働大臣による新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の

	公表 ②特措法に基づく政府対策本部及び県対策本部の設置 ③基本的対処方針を策定、実行されるまで
対応期	・政府対策本部及び県対策本部の設置後、基本的対処方針等に基づく対策等を講じる期間 ・中長期的に複数の感染拡大の波が生じることも想定し、さらに4つのフェーズに区分 ①封じ込めを念頭に対応する時期 ②病原体の性状等に応じて対応する時期 ③ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 ④特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

## 2 対策の基本項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民生活及び町民経済活動に及ぼす影響が最小となる」ことを実現するための具体的な対策を定めるものです。以下の7項目を主な対策項目とします。

### (1) 実施体制

感染症危機は、町民の生命及び健康や町民の生活及び地域経済活動に広く影響を及ぼします。発生段階ごとの実施体制、平時からの人材確保や実践的な訓練等を通じて対応能力を向上し、有事の際の迅速で的確な政策判断と実施につなげます。

### (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション<sup>2</sup>

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに偏見・差別等が発生する、偽・誤情報が広まる恐れがあります。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があります。その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、町民が適切に判断・行動できるようにすることが重要です。

平時及び有事の情報収集、提供方法を明確にし、リスクコミュニケーションを実施します。

### (3) まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、町民生活及び町民経済活動に及ぼす影響が最小となることを目的とします。必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑

<sup>2</sup> 個人・機関・集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念をいう。

制し、治療を要する患者数を医療提供体制が可能な範囲内に収めることにつなげることが重要です。

特に、有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策となり、病原体の性状等に応じた適切な対策が必要となります。その一方で、こうした施策は町民の自由と権利に制限を加えるものであり、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するための必要最小限のものとすること、社会経済活動に大きな影響を与えるものであることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、まん延防止対策の縮小や中止等の見直しを適宜行っていきます。

#### (4) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、町民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や地域経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。

町は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について検討し、準備をします。

また、ワクチン接種は個人の意思により接種を行うことが前提となることから、科学的根拠に基づくワクチンの有効性や安全性、健康被害救済制度等について適切に周知を行います。

#### (5) 保健

町は、県からの協力要請を受けて、新型インフルエンザ等患者等に対して、健康観察や食事支援等の生活支援を実施することがあります。また、平時から要配慮者を把握し、新型インフルエンザ等の発生後速やかに支援が可能となるよう準備を行います。

#### (6) 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれます。**一方**、感染症対策物資等の不足により、医療提供等が滞り、国民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要です。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要です。町は、防災計画と併せて計画的な備蓄に取り組みます。

#### (7) 町民の生活及び町民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等が発生した場合は、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、町民生活及び社会経済活動に大きな影響が生じる可能性があるため、町は有事に備えた取組等に関する啓発を行います。また、有事には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を始めとしたまん延防止対策による心身への影響を考慮した対策や、生活支援を要する方への支援等を行います。

### 3 対策推進のための役割分担

#### (1) 組織体制について

##### ア 甲佐町新型インフルエンザ等対策推進会議及び甲佐町新型インフルエンザ等対策本部

- a 全庁的、総合的に取組みを進める必要があるため、準備期から町長を長とする「甲佐町新型インフルエンザ等対策推進会議」（以下「推進会議」という。）のもとで新型インフルエンザ等対策を進めます。
- b 推進会議は、新型インフルエンザ等が発生し、国による緊急事態宣言が行われた時点で特措法に基づき設置される「甲佐町新型インフルエンザ等対策本部」（以下「対策本部」という。）に業務を引き継ぎます。
- c 対策本部における具体的な対策の決定等に際して、医学、公衆衛生の専門的な見地から意見・助言を求める会議を必要に応じて設置します。
- d 町内の、医療機関、消防、警察、学校、企業等の関係機関間で情報共有、連携等を行う会議を必要に応じて設置します。

<図表 4> 甲佐町新型インフルエンザ等対策本部 組織図



## イ 各課等の主な役割等

新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するために各課が連携をとりながら、甲佐町地域防災計画に準じた全庁的な取組みを行います。

各課等に共通する役割及び各課等の主な役割については以下のとおりとします。なお、発生段階別に各課等が実施する具体的な対策は、後述の「Ⅲ各論」に記載します。

各課等に共通する役割	
1.	推進会議又は対策本部から所管する事務として命ぜられた事務の実施に関すること。
2.	所管する町施設等に関する感染対策の徹底及び機能維持・縮小の要請等に関すること。
3.	対応期等における関係団体等への活動の継続又は自粛要請等に関すること。
4.	対応期等における町の業務の維持継続に関すること。
5.	関係機関との連携・調整に関すること。
6.	新型インフルエンザ等に関する財政措置に関すること。
7.	各課間の応援（職員・車両等）に関すること。

対策班	主な役割	担当課
本 部 事 務 局	1. 対策本部の設置及び運営に関すること。	健康推進課
	2. 緊急事態宣言の伝達及び町民の外出自粛要請に関すること。	健康推進課
	3. 活動人員に対する食料品や飲料水等の提供に関すること。	健康推進課
	4. 新型インフルエンザ等に関する情報収集及び情報提供並びに感染対策、医療機関受診方法等の普及啓発に関すること。	健康推進課
	5. 県対策本部等の関係機関及び団体との連絡調整に関すること。	健康推進課
	6. 推進会議の設置及び運営に関すること。	健康推進課
	7. 緊急事態発生の通報受理及び伝達に関すること。	健康推進課
	8. 保健所との連携に関すること。	健康推進課
	9. 医師会、歯科医師会及び薬剤師会との連携調整に関すること。	健康推進課
	10. 各課間の総合調整及び統制に関すること。	総 務 課
	11. 車両の調達等、対策本部機能維持のために必要な資機材に関すること。	総 務 課
	12. 職員の健康管理及び感染対策に関すること。	総 務 課

	<p>13. 感染が疑われる職員等の出勤停止等の措置に関すること。</p> <p>14. 職員の勤務体制に関すること。</p> <p>15. 上益城消防本部との連絡及び調整に関すること。</p>	<p>総務課</p> <p>総務課</p> <p>総務課</p>
情報提供 対策班	<p>1. 関連情報及び活動の情報の収集、伝達及び集約に関すること。</p> <p>2. こと。</p> <p>3. 報道機関との連絡調整に関すること。</p> <p>4. 広報の統括に関すること。</p> <p>5. 広報車による町民への情報等の広報及び伝達に関すること。</p> <p>6. 関連情報の発表に関わる総合調整に関すること。</p> <p>7. 関連情報の広報に関すること。</p>	<p>企画課</p> <p>企画課</p> <p>企画課</p> <p>企画課</p> <p>企画課</p>
まん延 防止 対策班	<p>1. 所管車両（町営バス）利用者の感染対策に関すること。</p> <p>2. 公共交通機関の業務継続に関すること。</p> <p>3. 事業所（者）への情報提供及び連絡・調整に関すること。</p> <p>4. 企業活動の縮小要請に関すること。</p> <p>5. 諸団体（自主防災組織、町民団体、行政区）への協力要請に関すること。</p> <p>6. 小中学校における感染対策に関する啓発及び情報提供に関すること。</p> <p>7. 小中学校でのインフルエンザ患者の集団的な発生を把握すること。</p> <p>8. 小中学校の臨時休業に関すること。</p> <p>9. 保育所での感染対策に関すること。</p> <p>10. 保育所でのインフルエンザ患者の集団的な発生を把握すること。</p> <p>11. 保育所の業務継続、臨時休園等に関すること。</p> <p>12. 介護保険施設及び福祉施設等での感染対策に関する啓発及び情報提供に関すること。</p> <p>13. 介護保険施設及び福祉施設等でのインフルエンザ患者の集団的な発生を把握すること。</p>	<p>企画課</p> <p>企画課</p> <p>地域振興課</p> <p>地域振興課</p> <p>危機管理防災課</p> <p>学校教育課</p> <p>学校教育課</p> <p>学校教育課</p> <p>福祉課</p> <p>福祉課</p> <p>福祉課</p> <p>福祉課</p> <p>福祉課</p>
ワクチン 対策班	<p>1. 感染対策及び医療体制整備に係る物資及び資材の備蓄、調達及び運搬に関すること。</p> <p>2. 新型インフルエンザ等に係る相談窓口の設置等に関すること。</p> <p>3. 感染防止に関する必要な医薬品・医療資機材の調達に関すること。</p>	<p>健康推進課</p> <p>健康推進課</p> <p>健康推進課</p>

	4. プレパンデミックワクチン <sup>3</sup> 及びパンデミックワクチン <sup>4</sup> の予防接種に関すること。	健康推進課
福祉 対策班	1. 要配慮者 <sup>5</sup> の支援に関すること。 2. 福祉サービスの継続利用に関すること。 3. ボランティア等の受け入れに関すること。 4. 食料品の確保及び安定供給のための関係機関との連携に関すること。	福祉課 福祉課 福祉課 農政課
住民支援 対策班	1. 一時的な遺体の安置所の開設並びに埋火葬に関すること。（危機管理防災課と共同対応） 2. 身元不明の遺体の収容に関すること。（危機管理防災課と共同対応） 3. 食料品及び生活必需品の安定供給等に関すること。 4. 防疫に関すること。 5. 廃棄物（ごみ、し尿）の収集、運搬に関すること。 6. 資源の使用抑制、ごみの排出規制に関すること。 7. ごみ処理場・し尿処理場の維持・管理に関すること。 8. 飲料水の確保に関すること。	住民生活課 環境衛生課 福祉課  福祉課 環境衛生課 環境衛生課 環境衛生課 環境衛生課 環境衛生課
その他	※担当課が割り振られていない課については、「各課等に共通する役割」と「各対策班」の役割を確認	

## (2) 関係機関等の役割について

新型インフルエンザ等対策を推進するにあたっての関係機関等の基本的な役割は以下のとおりです。

### ア 国の役割

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体としての体制を整備する責務を有します。

### イ 県の役割

特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として、国が定める基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し迅速かつ的確な対応を行います。

<sup>3</sup> 将来パンデミックを生じる恐れが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンは、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造される。

<sup>4</sup> 流行した新型インフルエンザ等による発症・重症化を予防するために開発・製造されるワクチン。

<sup>5</sup> 新型インフルエンザ等発生時の要配慮者は、家族が同居していない又は近くにいる等のため、介護ヘルパー等の介護や介助がなければ日常生活ができない高齢者、障がい者等が対象範囲となる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備します。

あわせて、医療機関や民間検査機関等との検査措置協定や、宿泊施設等との宿泊施設確保措置協定を平時に締結することにより、検査や宿泊療養等の対応について、計画的に準備を進めます。このような取組みを通じて、有事には迅速に体制を移行し、対策を実行します。

#### ウ 町の役割

町は、町民に最も近い行政単位であり、国が定める基本的対処方針に基づき、町民に対するワクチン接種や町民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への支援等の対策を実施します。

対策の実施にあたっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図ります。

#### エ 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策等を推進し地域医療体制の確保に取り組めます。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても、医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定を進めます。

なお、発生時には、診療継続計画に基づき、発生状況に応じて医療を提供します。

#### オ 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有して、確実に業務を継続するため、業務計画の作成・見直しを行うことが求められます。

業務計画の作成や見直しに当たっては、県行動計画や「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」等を踏まえ、平時から対策の実施体制や関係機関との連携など、必要な取組みを検討し、準備を進めます。

#### カ 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療提供業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者（以下「登録事業者」という。）については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、平時から職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行います。

登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時には、重要業務を継続的に実施するよう努めます。

#### キ 一般の事業者

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行います。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、商業協業組合、遊興

施設、斎場等多数の町民が集まる事業を行う事業者については、感染防止のための措置を徹底します。また、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品などの備蓄に努めます。

#### ク 町民

普段から、国や県及び町が新型インフルエンザ等に関して発信する情報に留意するとともに、平時からの健康管理に加え、季節性インフルエンザにおいても行っている手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の個人における感染対策を実践します。また、発生時に備えて、各自食料品・生活必需品等の備蓄を行います。

さらに、発生時には、発生状況や実施されている予防接種などの対策等についての情報に留意し、感染拡大を抑えるための個人における対策を実施します。

### Ⅲ 各論

町行動計画では、新型インフルエンザ等の発生段階毎に実施する対策を記載しますが、実際の対策実施時期はウイルスの病原性・感染力等により町行動計画の想定とは一致しない可能性があることから、段階はあくまで目安とします。

また、町行動計画には、病原性・感染力等が高い新型インフルエンザ等にも対応できるよう、強力な措置を含め対策を記載しますが、実際には、病原性・感染力等のウイルスの特徴、対策の有効性、実行可能性、患者等の人権、社会・経済活動への影響等を総合的に勘案し、対策を選択して実施します。

なお、ウイルスの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合は、強力な対策を実施することになりますが、これらの情報が得られ次第、上記を踏まえ、適切な対策に切り替えることとします。

#### Ⅲ－１ 準備期

項目	内容	担当課
1 実施体制	(1) 実践的な訓練の実施 (2)-ア 町行動計画の策定 (2)-イ 業務継続計画の作成・変更 (2)-ウ 新型インフルエンザ等対策に携わる行政官等の養成 (3) 国県及び指定（地方）公共機関との連携体制の構築	健康推進課 総務課 健康推進課 各課 総務課 健康推進課
2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	(1)-ア 新型インフルエンザ等発生前における町民への情報提供・共有 (1)-イ 偏見・差別等を防止するための啓発 (2) 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について (3) 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進 (新型インフルエンザ等コールセンター等の設置の準備)	企画課 企画課 健康推進課 健康推進課
3 まん延防止	(1)-ア 基本的な感染対策の普及 (1)-イ 小中学校、保育所、介護保険施設、福祉施設及び事業者等への基本的な感染対策の普及 (1)-ウ 有事のまん延防止対策に係る周知	企画課 地域振興課 学校教育課 福祉課 町有施設管轄課
4 ワクチン	(1) ワクチン接種に必要な資材等の確認・確保に向けた準備 (2)-ア 接種体制の構築 (2)-イ 特定接種の準備 (2)-ウ 住民接種の準備 (3)-ア ワクチンに係る住民への情報提供 (3)-イ ワクチンに係る他部署との連携 (3)-ウ ワクチンに係るDXの推進	健康推進課 健康推進課 健康推進課 健康推進課 健康推進課 健康推進課 健康推進課 企画課
5 保健	(1) 要配慮者の把握 (2) 要配慮者への支援内容の検討	福祉課 福祉課
6 物資	(1)-ア 感染症対策物資等の備蓄等 (1)-イ 消防職員の個人防護具の備蓄	健康推進課 健康推進課
7 町民の生活及び地域経済の安定の確保	(1) 行政機能の維持 (2) 関係機関との情報共有体制の整備 (3) 支援の実施に係る仕組みの整備 (行政手続きや支援金等に係るDXの推進等) (4)-ア 感染症対策に係る備蓄 (4)-イ 備蓄に関する住民や事業者への周知 (5) 生活支援を要する者への支援等の準備 (6) 火葬体制の構築	総務課 全課 健康推進課 企画課 健康推進課 企画課 福祉課 環境衛生課 住民生活課 危機管理防災課

## 1 実施体制

### (1) 実践的な訓練の実施

町は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施します。

### (2) 町行動計画の策定や体制整備・強化

ア 町は、特措法の規定に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えた町行動計画の策定を行い、必要に応じて見直しを行います。町行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴きます。

イ 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更します。

ウ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる行政官等の養成等を行います。

### (3) 実施体制の整備及び国・県等との連携強化

ア 町は、国、県及び指定地方公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、研修会への参加、及び訓練を実施します。

イ 町は、国、県及び指定地方公共機関と共に、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築します。

## 2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### (1) 新型インフルエンザ等の発生前における町民への情報提供・共有

ア 町は、平時から感染症に関する基本的な情報、基本的な感染症対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、各種媒体（回覧・全戸配布文書、防災行政無線、町公式ホームページ、町公式LINE、こうさ情報たしかメール等）を利用しながら、分かりやすい情報提供・共有を行います。

イ 町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではないことや、このような偏見・差別により患者が受診行動を控えるなど、感染症対策の妨げにもなること等についても啓発します。

## (2) 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

町は、関係機関・団体等も含め、有事の際に相互に情報提供・共有を円滑に行うことができる連携体制の構築に努めます。

## (3) 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

町は、国からの要請を受けて、町民からの問い合わせに対応する「新型インフルエンザ等コールセンター」等の設置の準備を行います。

## 3 まん延防止

## (1) 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

ア 町は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図ります。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センター<sup>6</sup>に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図ります。

イ 町は、小中学校、保育所、介護保険施設、福祉施設及び事業者等に、平時から新型インフルエンザ等の基礎知識及び基本的な感染対策（換気・マスク着用等の咳エチケット・手洗い・人混み回避）について、理解促進を図ります。

ウ 町は、基本的な感染対策について周知を図るとともに、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等、有事に実施される可能性のあるまん延防止対策について周知します。

## 4 ワクチン

## (1) ワクチンの接種に必要な資材

町は、以下の図表5を参考に、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備をします。

<図表5> 予防接種に必要な可能性のある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿	<input type="checkbox"/> マスク
<input type="checkbox"/> トレイ（有）	<input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L）
<input type="checkbox"/> 体温計（腋下、非接触 それぞれ有）	<input type="checkbox"/> ガウン
<input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器	<input type="checkbox"/> フェイスシールド

<sup>6</sup> 新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話相談窓口（新型コロナ対応時における、「帰国者・接触者相談センター」に相当するもの）

<input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> パッチ <input type="checkbox"/> 救急用品 (医療機関の協力を得て準備する) 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 ・ AED ・ アンビューバッグ	<input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机（有） <input type="checkbox"/> 椅子（有） <input type="checkbox"/> スクリーン（有） <input type="checkbox"/> 延長コード（有） <input type="checkbox"/> 救急対応用ベッド <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤（有） <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵（冷凍庫：-18℃、冷蔵庫：2～6℃） <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等（有）

## (2) 接種体制の構築

### ア 接種体制

町は、町内医療機関等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行います。

### イ 特定接種<sup>7</sup>

(ア) 町は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築します。

(イ) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員等については、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう、準備期から接種体制の構築を図ります。

(ウ) 特定接種の対象となる町職員については、対象者数を把握し、厚生労働省宛に人数を報告できるよう、準備を行います。

### ウ 住民接種<sup>8</sup>

平時から以下(ア)から(ウ)についての迅速な予防接種等を実現するための準備

<sup>7</sup> 特措法第28条に基づき、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けている者(登録事業者)並びに新型インフルエンザ等対策の実施に携わる者に行う臨時の予防接種のこと。

<sup>8</sup> 特措法第27条の2又は予防接種法第6条第3条に基づき、町民に対して行う臨時の予防接種のこと。

を行います。

(ア) 集団接種、個別接種

町は、国・県等の協力を得ながら、接種を希望する町民が速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図ります。

初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列举する事項等の接種に必要な資源等を明確にしたうえで、上益城郡医師会、町内医療機関、事業者等と連携の上、接種体制確保に向けた準備を進めます。

また、必要に応じて接種会場において円滑な接種を実施できるよう、接種の流れについてシミュレーションを行うなど、接種体制の構築に向けた訓練を平時から行います。

- i 接種対象者数（図表6「接種対象者の試算方法の考え方」を参照）
- ii 町の人員体制の確保（図表7「集団接種時の必要想定人員」を参照）
- iii 医師、看護師等の医療従事者等の確保（図表7「集団接種時の必要想定人員」を参照）
- iv 接種場所の確保（医療機関、保健福祉センター、学校等）及び運営方法の策定
- v 接種に必要な資材等の確保（図表5「予防接種に必要となる可能性がある資材」を参照）
- vi 国、県及び町間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- vii 接種に関すること（接種時期・予約方法等）について、町民への周知方法の策定

<図表6> 接種対象者の試算方法の考え方

※住民基本台帳（令和7年3月31日基準日）より

	住民接種対象者試算方法		人数	割合	備考
総人口	人口統計（総人口）	A	9,846	100%	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	689	7%	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	40		
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	289		
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	39		
乳児保護者*	人口統計（1歳未満）×2	E2	78		乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	1,106		

高齢者	人口統計（65歳以上）	G	4,005		※このうち、約7%が施設入所等
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	3,600		A- (B+C+D+E1+E2+F+G)=H

※乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

#### <図表7> 集団接種時の必要想定人員

（甲佐町総合保健福祉センターを会場として、予診2か所・接種3か所体制で実施した場合）

役割	職種	必要人員
入口案内、受付業務	規定なし	5名
予診票確認業務	規定なし（保健師1名含）	4名
接種会場誘導	規定なし	2名
予診	医師	2名
接種	看護師	4名
接種（補助）	規定なし	2名
経過観察	看護師	1名
接種後受付、接種済証交付	規定なし	3名
全体調整	保健師	1名
合計	規定なし	15名
	医師	2名
	看護師	5名
	保健師	2名

#### （イ）医療従事者等への接種

医療従事者や高齢者施設の従事者等の接種対象者を推計しておき、住民接種の際のシミュレーションを行います。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な方が接種を受けられるよう、福祉課の介護保険係、福祉係等と連携し接種体制を検討します。

#### （ウ）町外での接種

町は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、甲佐町以外の自治体における接種を可能にするよう取組を進めます。

#### （エ）関係機関との連携

町は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の具体的な実施方法について準備を進めます。

### (3) 情報提供・共有

#### ア 町民への対応

WHOが表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy」（和訳：ワクチン忌避、予防接種へ躊躇）が挙げられています。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期において、町は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ&A等の提供など、双方向的な取組を進めます。

#### イ 他部署との連携

町健康推進課は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び衛生部局以外の分野との連携及び協力が重要であり、その強化に努めます。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、健康推進課は、教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する就学時の健康診断及び第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努めます。

#### ウ DXの推進

(ア) 町は、活用している健康管理システムが、国が整備するシステム基盤と連携することで予防接種事務のデジタル化が実現するよう、国が示す標準仕様書に沿ってシステム改修を行い、当該システムの整備を行います。

(イ) 町は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知ができるよう、準備を進めます。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する等、対象者に応じた対応ができるよう準備を行います。

(ウ) 町は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を国民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないように、情報提供や環境整備を行います。

## 5 保健

### (1) 要配慮者の把握

町は、自治会・民生委員等と連携して、新型インフルエンザ等の流行により孤独・孤立化し生活に支障をきたすおそれがある世帯の把握に努め、発生後速やかに支援ができるよう、準備を行います。

要配慮者として、以下のような事情を有する方が考えられます。

- ① 一人暮らし又は同居家族の障害、疾病等の理由により、介護ヘルパー等の介護や介助がなければ日常生活が非常に困難な者
- ② 障がい者のうち、一人暮らし等の理由により、介護ヘルパー等の介護や介助がなければ、日常生活が非常に困難な者
- ③ 障がい者又は高齢者のうち、一人暮らし等の理由により、支援がなければ町からの情報を正しく理解することが出来ず、感染予防や感染時の対応等が困難な者
- ④ その他、支援を要する者

## (2) 要配慮者への支援内容の検討

町は、平時を含めた準備期に、要配慮者へ必要な支援内容、協力者への依頼内容を検討します。

### ① 安否確認に関する対策

電話や訪問、SNSの活用等、要配慮者の安否を確認できる方法を検討します。

### ② 感染対策等に対する対策

町から発信される情報を伝え、要配慮者が感染対策をとれるよう支援します。また、ワクチン接種等の際にも、希望があれば接種が出来るよう、予約や接種時の支援を検討します。

## 6 物資

### (1) 感染症対策物資等の備蓄等

ア 町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認します。

※上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができます。

イ 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めます。

## 7 町民の生活及び地域経済の安定の確保

### (1) 行政機能の維持

町は、新型インフルエンザ等発生時の行政機能の維持に向け、町職員の勤務体制、業務の維持及び応援体制について整備します。

### (2) 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備します。

**(3) 支援の実施に係る仕組みの整備**

町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行います。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くように情報発信の手段を検討します。

**(4) 物資及び資材の備蓄**

ア 町は、町行動計画に基づき、感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄します。

※なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができます。

イ 町は、事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨します。

**(5) 生活支援を要する者への支援等の準備**

町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握をするとともに、その具体的手続を検討し、決定しておきます。

**(6) 火葬体制の構築**

町は、県の火葬体制を踏まえ、火葬の適切な実施ができるよう調整を行います。

## Ⅲ－２ 初動期

項目	内容	担当課
1 実施体制	(1)-ア 新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備 (1)-イ 推進会議等での対策の協議、全庁的な対応の準備 (2) 迅速な対策の実施に必要な予算の確保 (3) 保健所・医療機関等との連携	健康推進課 総務課 健康推進課 総務課 総務課 健康推進課
2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	(1)-ア・イ 住民への必要な情報提供・共有の実施 (1)-ウ 偏見・差別等を防止するための啓発 (1)-エ 情報を一体的に閲覧できるウェブサイトの立ち上げ (2) 双方向のコミュニケーションの実施（コールセンター等の設置） (3) 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有（健康観察や生活支援に関する県への協力）	企画課 企画課 企画課 健康推進課 福祉課
3 まん延防止	(1) 町内でのまん延防止対策の準備（業務継続計画に基づく対応の準備） (2) 新型インフルエンザ等発生時の留意点の啓発 (3) 小中学校、保育所、介護保険施設、福祉施設及び事業者等への基本的な感染対策の啓発 (4) 海外渡航者への注意喚起	総務課 全課 企画課 地域振興課 学校教育課 福祉課 企画課
4 ワクチン	(1)-ア 接種体制の構築 (1)-イ ワクチン接種に必要な資材の確保 (1)-ウ 特定接種 (1)-エ 住民接種	健康推進課 健康推進課 健康推進課 健康推進課
5 保健	(1) 要配慮者への対応	福祉課
6 物資	(1) 感染症対策物資等の備蓄の補充	健康推進課
7 町民の生活及び地域経済の安定の確保	(1) 行政サービスの維持 (2) 事業者や住民個人での備蓄に関する周知 (3) 遺体の火葬・安置	総務課 全課 企画課 環境衛生課 住民生活課 危機管理防災課

## 1 実施体制

## (1) 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

ア 国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合において、町は、必要に応じて対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進めます。

イ 町は、必要に応じて推進会議又は対策本部会議を開催し、町行動計画に基づいた具体的対策の実施について協議するとともに、必要に応じて町行動計画の見直しを行います。

また、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保、及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画に基づいた事業実施について検討し、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進めます。

## (2) 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行います。

## (3) 保健所・医療機関等との連携

町は、御船保健所、上益城郡医師会及び町内医療機関と、発生段階に応じた医療機関の役割を確認します。

## 2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### (1) 情報提供・共有について

ア 町は、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制（各種媒体（回覧・全戸配布文書、防災行政無線、町公式ホームページ、町公式LINE、甲佐情報たしかメール等）を利用し、分かりやすい情報提供・共有を行うこと）について、本格的に体制を強化し、町民に対して迅速に必要な情報提供・共有を行います。その際、個人レベルでの感染症対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容につながる啓発を行うとともに、冷静に対応するよう周知します。

イ 町民が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、外国人、視覚や聴覚が不自由な者等に適切に配慮しつつ、理解しやすい内容や方法で情報提供・共有を行います。

ウ 町は、準備期の偏見・差別を防止するための啓発を引き続き実施します。

また、科学的根拠が不確かな情報など、偽・誤情報が拡散している場合は、その時点で得られた科学的知見に基づく情報を繰り返し丁寧に提供・共有することにより、町民が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処します。

エ 町は、町民の情報収集の利便性向上のため、国や関係機関等による情報も一体的に閲覧できるウェブサイトを立ち上げます。

### (2) 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置し、国が作成したQ&A等による情報提供・共有を行うとともに、一般的な問合せに対応するなど、相談体制を整備します。その際、町民からの問合せや相談内容から、関心の高い情報等を整理したうえで情報提供・共有をおこなうなど、双方向のリスクコミュニケーションに努めます。

**(3) 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について**

町は、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察や患者等への生活支援に関して、県から協力を求められた際は、協力して対応を行います。

**3 まん延防止**

**(1) 町内でのまん延防止対策の準備**

町は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行います。

**(2) 新型インフルエンザ等発生時の留意点の啓発**

町は、町民に対し、新型インフルエンザ等発生時の留意点について啓発を行います。

- ① 感染が疑われる場合の相談センターへの相談、発熱外来への受診を徹底します。
- ② 感染時の外出を自粛します。
- ③ 同居家族が感染した場合に外出を自粛します。
- ④ マスク着用等の咳エチケットを徹底します。

**(3) 基本的な感染対策の啓発**

町は、小中学校、保育所、介護保険施設、福祉施設及び事業者等に、引き続き新型インフルエンザ等の基礎知識及び基本的な感染対策（換気・マスク着用等の咳エチケット・手洗い・人混み回避）について、啓発を行います。

**(4) 海外渡航者への注意喚起**

町は、国及び県と連携し、海外出入国者へ注意喚起するとともに、必要に応じて、発生地域等への不要不急の渡航の自粛を呼びかけます。

**4 ワクチン**

**(1) 接種体制**

**ア 接種体制の構築**

町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行います。

**イ ワクチンの接種に必要な資材**

町は、準備期において必要と判断し準備した資材について、適切に確保します。

**ウ 特定接種**

町は、国と連携し、国が定める対象者に、集団的な接種を行うことを基本とし、本人の同意を得て特定接種を行います。

また、町は接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて上益城医師会・町内医療機関等との調整が得られるよう、必要な支援を行います。

## エ 住民接種

### (ア) 接種開始に向けての検討

町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始します。

<図表 8> 接種日数の試算について

	住民接種対象者	接種希望者数	30分毎の接種人数	接種に係る日数
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	655	30	2.18日
妊婦	母子健康手帳届出数	38	30	0.13日
幼児	人口統計 (1-6歳未満)	275	20	1.38日
乳児	人口統計 (1歳未満)	37	20	0.19日
乳児保護者	人口統計 (1歳未満) ×2	74	20	0.37日
小学生・中学生・高校生相当	人口統計 (6歳-18歳未満)	1,051	30	3.5日
高齢者	人口統計 (65歳以上) ※施設入所者等を除く	3,539	30	11.8日
成人	対象地域の人口統計から 上記の人数を除いた人数	3,420	40	8.6日
合計				28.2日

※全ての住民が接種対象となった場合で、集団接種を基本として実施することとした場合を想定

※接種希望者数は、<図表 6>の「人数」の95%を想定

※30分毎の受付で、1日最大午前5クール(9:00～、9:30～、10:00～、10:30～、11:00～) 午後5クール(13:30～、14:00～、14:30～、15:00～、15:30～) 実施すると想定

### (イ) 接種準備にかかる組織・人員体制の確保

接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行います。

(ウ) 予防接種を実施するうえで必要な業務内容について

予防接種実施体制の検討（個別接種・集団接種、両方の併用、集団接種の実施方法）、接種予定数に対する接種日程の調整・確保、接種勧奨方法や予約の受付方法を検討し、必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行います。

なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討します。

<図表9> 想定される住民接種時の業務内容 \*は、集団接種時に必要な内容

業務内容	令和2年からの特例臨時接種時の外部委託状況等
接種券や案内書等の送付 (システム改修、封筒作成、封詰め作業等) ※他課へ応援依頼	
町内医療機関・上益城郡医師会等との協議	
*医療従事者の確保 (医師・看護師)	※町内医療機関の医師のみでの接種体制構築が難しい際は、委託先へ医師派遣を依頼
予約受付 (コールセンター業務)	外部委託
予約受付 (システム改修)	
*接種会場運営業務	外部委託 (当初は町職員で実施)
*接種会場に係る物品等の購入・準備 ※接種会場において必要となる物品等については、P. 20「図表5」を参照。	
接種会場への交通手段確保	
*感染性廃棄物処分に係る業務	
接種後のデータ入力業務	

※感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、鍵付きの部屋で、関係者以外が立ち入ることの出来ない場所にする等の必要な措置を講じます。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守します。  
 ※集団接種会場としては、新型コロナウイルスの特例臨時接種で使用した、「総合保健福祉センター」が想定されます。感染予防の観点から、進行方向に一定の流れを作り、接種の流れが滞らないよう配慮し、被接種者が一定の間隔をとることができるような会場レイアウトとすることに留意します。

(エ) 住民接種を円滑に実施するための協力等

町は、接種が円滑に行われるよう、上益城郡医師会、近隣市町村、町内医療機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行います。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、集団接種を実施する場合において、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行います。

(オ) 接種会場での救急対応について

接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際の応急治療ができるための救急処置用品・薬剤を準備し、常時対応が可能となるよう、適切な管理を行います。

また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、上益城郡医師会や町内医療機関、上益城消防組合の協力を得ながら、搬送先等を確保するなどの連携体制を構築します。

(カ) 施設等入所者の接種について

町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、福祉課の介護保険係・福祉係、町内医療機関等と連携し、接種体制を構築します。

## 5 保健

(1) 要配慮者への対応

町は、要配慮者について、関係機関（自治会や民生委員、要配慮者が利用する介護・障害福祉サービス事業者等）と連携して、必要な支援を実施します。

## 6 物資

(1) 感染症対策物資等の備蓄

町は、感染症対策物資等の備蓄の補充を進めます。

## 7 町民の生活及び町民経済の安定の確保

(1) 行政サービスの維持

町は、行政機能を維持するため、町職員の勤務体制及び業務の遂行を調整し、行政サービス継続の方針を検討します。

**(2) 物資及び資材の備蓄**

町は、事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の流行時における社会機能の維持に向けて、引き続きマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄等を行うよう周知を図ります。

**(3) 遺体の火葬・安置**

町は、県を通しての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保のための準備を行います。

### Ⅲ－３ 対応期

項目	内容	担当課
1 実施体制	(1)-ア 職員派遣・応援への対応 (1)-イ 対策に携わる職員の健康面への配慮について (1)-ウ 必要な財政上の措置について (2) 緊急事態宣言による対策本部の設置 (3) 基本的対処方針に基づく措置の実施 (4) 対策本部等での情報の共有 (5) 業務継続計画の実行、行政サービスの縮小継続 (6)-ア 対策本部の廃止、推進会議への引継ぎ (6)-イ 平常体制への移行	総務課 総務課 総務課 健康推進課 総務課 健康推進課 全課 健康推進課 全課 総務課 全課 健康推進課 総務課
2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	(1) 住民への情報提供・共有 (2) 双方向のコミュニケーションの実施（コールセンター等の継続） (3) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の対応について（コールセンターの見直し・縮小）	企画課 健康推進課 健康推進課
3 まん延防止	(1) 小中学校、保育所、介護保険施設、福祉施設及び事業者等への感染対策・感染者の受診方法等の啓発 (2) 不要不急の外出等の自粛 (3) 町主催事業の延期、中止等の決定 (4) 公共施設の使用中止の決定 (5) 集会での感染対策の徹底 (6) 公共施設等での感染対策の徹底 (7) 学校保健安全法に基づく、学校の臨時休業 (8) 保育所の休園への対応 (9) 福祉施設等の業務継続、臨時休業の要請 (10) 介護保険サービス事業者休業時の代替サービス (11)-ア 不特定多数の町民が集まる活動及び不要不急の外出の自粛等の解除に係る周知 (11)-イ 公共施設の利用制限・休館の措置等の解除 (11)-ウ 小中学校及び保育所の休校・休園等の解除	地域振興課 学校教育課 福祉課 全課 全課 公共施設管理所管課 全課 公共施設管理所管課 学校教育課 福祉課 福祉課 福祉課 全課 公共施設管理所管課 学校教育課 福祉課
4 ワクチン	(1) ワクチン接種に必要な資材の供給 (2)-ア 特定接種 (2)-イ 住民接種 (2)-ウ 健康被害救済制度	健康推進課 健康推進課 健康推進課 健康推進課
5 保健	(1) 健康観察及び生活支援 (2) 要配慮者への支援	福祉課 福祉課
6 物資	(1) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の対応について（感染症対策物資等の備蓄の見直し・補充）	健康推進課
7 町民の生活及び地域経済の安定の確保	(1)-ア 心身への影響に関する施策 (1)-イ 生活支援を要する物への支援 (1)-ウ 教育及び学びの継続に関する支援 (1)-エ 生活関連物資等の価格の安定等 (1)-オ 埋葬・火葬の特例等 (2)-ア 事業者に対する社会経済活動の安定の確保を対象とした対応 (2)-イ 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置（水の安定的な供給、ごみ収集業務の継続）	福祉課 福祉課 学校教育課 福祉課 環境衛生課 住民生活課 危機管理防災課 地域振興課 環境衛生課

#### 1 実施体制

##### (1) 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとります。

ア 職員の派遣・応援への対応

町は、新型インフルエンザ等のまん延により、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請します。

また、町は町内の特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求めます。

イ 対策に携わる職員の健康面への配慮について

町は、対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、休暇の確保やメンタルヘルス支援など、必要な対策を講じます。

ウ 必要な財政上の措置について

町は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施します。

**(2) 緊急事態宣言による対策本部の設置**

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに対策本部を設置します。

町は、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置について、総合調整を行います。

**(3) 基本的対処方針等に基づく措置の実施**

町は、推進会議又は対策本部会議を開催し、県対策本部、御船保健所、医療機関等の関係機関との連携の下、感染拡大の防止、感染者への支援、社会機能の維持に必要な具体的対策の実施について、国が定める基本的対処方針等に基づき、協議決定し、必要な措置を行います。

**(4) 対策本部等での情報の共有**

町は、推進会議又は対策本部において、国内の感染情報等の共有化を図り、町行動計画の具体的実施について協議し、必要に応じて町行動計画の見直しを行います。

**(5) 業務継続計画の実行、行政サービスの縮小継続**

ア 町は、各課等において、業務継続計画に基づき、必要業務の継続を行います。

イ 町は、町民生活及び社会機能の安定に重要な行政機能を維持するため、職員の勤務体制及び業務の執行を調整し、一部の行政サービスを縮小したうえで行政機能を維持します。

**(6) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制**

ア 町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事

態が終了した旨の公示をいう。) がなされたときは、遅滞なく対策本部を廃止し、推進会議に業務を引き継ぎます。なお、町は引き続き対策の実施のために必要があると判断した場合は、独自に対策本部の設置を継続することも検討します。

イ 町は、町職員の勤務体制及び業務を調整し、順次、平常時の行政機能体制へ移行します。

## 2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### (1) 情報提供・共有について

町は、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制（各種媒体（回覧・全戸配布文書、防災行政無線、町公式ホームページ、町公式LINE、こうさ情報たしかメール等）を利用し、分かりやすい情報提供・共有を行うこと）について、初動期に引き続き、町民に対して迅速に必要な情報提供・共有を行います。

### (2) 双方向のコミュニケーションの実施

ア 町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続します。国が作成したQ&A等による情報提供・共有を行うとともに、コールセンターを拡充するなど、相談体制を強化します。その際、初動期に引き続き、双方向のリスクコミュニケーションに努めます。

イ 町は、初動期に引き続き、偏見・差別を防止するための啓発や、偽・誤情報への対応を実施します。

### (3) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の対応について

町は、新型インフルエンザ等コールセンター等について、新型インフルエンザ等の流行状況に応じて見直し・縮小を行います。

## 3 まん延防止

### (1) 感染対策・感染者の受診方法等の啓発

町は、小中学校、高等学校、保育所、介護保険施設、福祉施設及び事業所等に対し、基本的な感染対策（換気・マスク着用等の咳エチケット・手洗い・人混み回避）、時差出勤等を強く勧奨します。また、疑わしい症状がある場合の相談先・医療機関受診方法等の情報を継続して提供します。

### (2) 不要不急の外出等の自粛

町は、県の要請又は状況に応じて、不特定多数の集まる活動の自粛や、不要不急の外出を自粛するよう要請します。

**(3) 町主催事業の延期、中止等の決定**

町は、県の要請又は状況に応じて、対策本部において町主催の事業の開催、中止、延期、開催方法の変更等を協議・決定し、関係者に対して速やかに通知します。

**(4) 公共施設の使用中止の決定**

町は、県の要請又は状況に応じて、対策本部において町の公共施設の使用制限又は使用を中止し、施設を臨時休業とする決定を行います。

**(5) 集会での感染対策の徹底**

町は、不特定多数の町民等が参加する集会等を開催する場合は、基本的な感染対策（換気・マスク着用等の咳エチケット・手洗い・人混み回避）を徹底します。また、県の要請又は状況によっては、中止又は延期します。

**(6) 公共施設等での感染対策の徹底**

町は、公共施設及び公共交通機関の窓口対応職員等のマスク着用、手指消毒、窓口カウンター等の消毒、屋内換気等の実施を徹底します。

**(7) 学校保健安全法に基づく、学校の臨時休業**

町教育委員会は、小中学校における児童生徒の感染拡大を防止するため、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく、学校の臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖）を適切に行います。

**(8) 保育所の休園への対応**

町は、保育所の施設管理者に対して、施設内での感染対策を徹底し、業務を継続するよう協力要請します。また、県の要請又は状況に応じて、対策本部は関係機関と調整の上、施設管理者に対し、臨時休園を要請します。

**(9) 福祉施設等の業務継続、臨時休業の要請**

町は、福祉施設、介護保険サービス事業者等に対して、施設内での感染対策を徹底し、業務を継続するよう協力要請します。また、県の要請又は状況に応じて、対策本部は関係機関と調整の上、施設管理者に対し、臨時休業を要請します。

**(10) 介護保険サービス事業者休業時の代替サービス**

町は、介護保険サービス事業者等の休業があった場合の代替サービスの提供について、甲佐町介護保険事業者協議会に協力を要請します。

**(11) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の対応について**

ア 町は、県の要請又は状況に応じ、町民に対して、不特定多数の町民が集まる活動及び不要不急の外出を自粛すること等を解除することを周知します。

イ 町は、県の要請又は状況に応じ、町の公共施設の利用制限、休館の措置等を解除します。

ウ 町は、感染の状況等により、小中学校及び保育所の休校、休園等を解除します。

## 4 ワクチン

### (1) ワクチンや必要な資材の供給

ア 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握を行い、接種開始後はワクチンの使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行います。

イ 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、各市町村に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関の接種可能量等に応じて割り当てを行います。

ウ 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行います。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行います。

### (2) 接種体制

町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行います。

#### ア 特定接種

##### (ア) 職員等に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合には、町は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員等の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行います。

#### イ 住民接種

##### (ア) 予防接種体制の構築

町は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進めます。

a 医療従事者等の接種について

医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行います。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も検討します。

b 高齢者施設等の入所者等の接種

町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、福祉課、町内医療機関及び上益城郡医師会等と連携し、接種体制を確保します。

(イ) 接種に関する情報提供・共有

a 接種勧奨・予約受付

町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し接種に関する情報提供・共有を行います。

町が接種勧奨や接種に関するお知らせを行うにあたっては、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に電子的に通知するほか、SNS等を活用して周知を行います。ただし、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応を行います。

また、町は自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について町民への周知・共有を適切に行います。

b 広報時の留意点

特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、新型インフルエンザ等の流行に対する不安が高まっていること、ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られていること、ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られることなど、様々な状況が想定されるため、以下の点がわかりやすく伝わるよう留意して、町は広報を行います。

①接種の目的や優先順位の意義等

②ワクチンの有効性・安全性についての情報

③接種の時期、方法など、一人一人がどのように対応するべきか

c 定期予防接種への対応

パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、町は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組みます。

(ウ) 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて甲佐町総合保健福祉センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等について検討します。

(エ) 接種記録の管理

町は、県内外の自治体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行います。

ウ 健康被害救済制度

予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、国の審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われます。特定接種の場合は国が、住民接種の場合は町が給付の実施主体となります。

町は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行って申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行います。

## 5 保健

### (1) 健康観察及び生活支援

ア 町は、県が実施する健康観察に協力します。

イ 町は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力します。

### (2) 要配慮者への支援

ア 町は、初動期に引き続き、要配慮者について、関係機関（自治会や民生委員、要配慮者が利用する介護・障害福祉サービス事業者等）と連携して、必要な支援を実施します。

イ 町は、(1)の対象者で入院や宿泊療養等が必要になった際に、同居者や家族に生活支援を要する障がい者や高齢者がいる場合には、相談支援専門員やケアマネジャー等と連携し、必要な支援を実施します。

## 6 物資

### (1) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の対応について

町は、次の感染拡大の波に備え、感染症対策物資等の備蓄の見直しを行います。また、補充を行います。

## 7 町民の生活及び町民経済の安定の確保

### (1) 町民の生活の安定の確保を対象とした対応

#### ア 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講じます。

#### イ 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行います。

#### ウ 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行います。

#### エ 生活関連物資等の価格の安定等

a 町は、町民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。

b 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。

c 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講じます。

d 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じます。

#### オ 埋葬・火葬の特例等

a 町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働するよう依頼します。

- b 町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めます。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行います。
- c 町は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。併せて、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努めます。
- d 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行います。
- e 町は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行います。

## (2) 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

### ア 事業者に対する支援

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、町民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講じます。

### イ 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置

#### (ア) 水の安定的な供給について

水道事業者である町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じます。

#### (イ) ごみ収集業務の継続について

町は、ゴミ収集処理業務について、従事者の多数罹患により通常業務が困難な場合は、収集回数を減らす等必要な措置を講じます。

【参考資料 1】

甲佐町新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年 3月25日

甲佐町条例第 1号

(目的)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、甲佐町新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第 4 項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(庶務)

第5条 対策本部の庶務は、健康推進課において処理する。

(令2条例5・一部改正)

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

附 則（令和2年条例第5号）抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

【参考資料 2】

甲佐町新型インフルエンザ等対策推進会議設置要綱

平成26年2月25日  
甲佐町訓令甲第2号

(設置)

第1条 甲佐町新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年甲佐町条例第1号）に基づき甲佐町新型インフルエンザ等対策本部が設置される前後において、関係各課間の連携を図り新型インフルエンザ等対策に係る事前準備及び住民への啓発等を効率的に行うため甲佐町新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に定める事項を所掌する。

- (1) 甲佐町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 複数の課に関係する事業の調整に関すること。
- (3) その他新型インフルエンザ等対策の重要事業の調整に関すること。

(組織)

第3条 会議の構成員は、町長、副町長、教育長及び各課等の長とする。ただし、関係課の係長の出席を求めることができるものとする。

(会議の招集)

第4条 会議は、必要に応じ町長が招集する。

(会議の運営)

第5条 会議は、町長が議長となる。

2 会議の庶務は、健康推進課において処理する。

(令2訓令甲4・一部改正)

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この訓令は、平成26年3月1日から施行する。

附 則（令和2年訓令甲第4号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。



